2020. 2

タイホウ㈲大邦興業

事業系廃棄物の出し方

■ 事業に伴う廃棄物の出し方についてご案内申し上げます。

1．事業から排出される廃棄物はすべて産業廃棄物と定められておりますが、条件によって事業系一般ゴミとして排出可能な物があります。

2．事業系一般ゴミは各製造に生じた物、建設（新築改築の除去）より生じた物以外から出た物を指し排出可能となります。

3．別紙資料を参考に排出をお願い申し上げます。他不明な点は気軽に弊社へご相談下さい。

① 事業系一般（※条件により一般ゴミ排出可能物）

1 燃えるゴミ
※製造、建設以外の
紙くず、木くず、生ゴミ
繊維くず、等

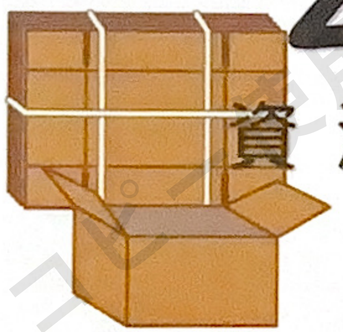

2 資源

3 紙くず
※資源
紙製造排出は産廃
建設排出は産廃

4 木くず
木製造排出は産廃
建設排出は産廃

5 繊維くず
繊維製造排出は産廃
建設排出は産廃

6 動植物性残さ
（生ゴミ）
食料製造排出は産廃
医薬品製造排出は産廃

7 その他
1. 動物系固形不要物
2. 動物のふん尿
畜産処理排出は産廃
畜産農業排出は産廃

② 産業廃棄物

8 廃プラ

9 金属くず
※資源

10 陶磁器くず

11 廃プラ
金属くず

12 ガラスくず
※一部資源

13 廃プラ
金属くず
ガラスくず
※蛍光灯
小型家電等

14 汚泥
金属くず
※乾電池等

15 廃油

16 廃酸
廃アルカリ
廃プラ
※塗料
水性

17 廃油
廃プラ
※塗料
油性

18 ゴムくず

コピー使用不可